

水道事業会計予算

令和2年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	26,928 戸
(2) 総 給 水 量	7,911,905 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	21,676 m ³
(4) 主 な 建 設 工 事	
(イ) 配水施設建設改良工事	106,678 千円
(ロ) 上水道拡張工事	9,845 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,932,572 千円
第1項 営業収益	1,465,407 千円
第2項 営業外収益	427,867 千円
第3項 特別利益	39,298 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,757,614 千円
第1項 営業費用	1,591,749 千円
第2項 営業外費用	86,432 千円
第3項 特別損失	74,433 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額357,803千円は過年度分損益勘定留保資金357,803千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資本的収入	33,487 千円
第1項 国庫支出金	1 千円
第2項 負担金	1 千円
第3項 繰入金	4,811 千円
第4項 出資金	1,101 千円
第5項 補償金	15,470 千円
第6項 受託金	1 千円
第7項 固定資産売却代金	2 千円
第8項 企業債	12,100 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	391,290 千円
	第1項 建設改良費	147,953 千円
	第2項 拡張費	61,567 千円
	第3項 企業債償還金	180,770 千円
	第4項 予備費	1,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的 支出	橋本市浄水場 第1期更新事業	2,956,000 千円	令和2年度	39,800千円
				令和3年度	27,960千円
				令和4年度	982,940千円
				令和5年度	1,905,300千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
橋本市浄水場運転管理業務委託 (施設更新後)	令和2年度から 令和19年度まで	1,694,000千円
営業関連業務委託	令和2年度から 令和7年度まで	474,238千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
拡張工事費	12,100千円	証書借入	3.5% 以内	借入先の融通条件 による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項拡張費、第3項企業債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 182,212 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、41,551千円と定める。

令和2年2月25日 提出

橋本市長 平木哲朗